

2006年12月レポート

国別見出し:

タイ

1. IP & IT 裁判所のシンポジウム、バランス感を目指す
2. 海賊版映画の増加
3. OTOP製造者、自分たちの権利保護を真剣に
4. バイオ・タイ、遺伝子組換えのタイ原産パパイアへの米国特許に怒り
5. 特許権者、エイズ薬で対話を求める
6. エイズグループ、法改正に抗議
7. 2006年、知的財産権のエンフォースメントは後退

シンガポール

1. 2つの着メロ業者、著作権侵害の罪に問われる

フィリピン

1. IPフィリピン、オンラインの特許データベース開設
2. NBI、300万ペソ相当の偽物の腕時計を押収
3. PNP、2,400万ペソ相当のアディダスの模倣品と海賊版ソフトウェアを押収
4. 偽造チェーン、壊滅される

インドネシア

1. インドネシアとロシア、協力覚書に調印
2. 著作権法見直しへ
3. 地元製品が市場を席卷すべし

ベトナム

1. ベトナムの商標、展示される
2. 知的財産がホットな話題となる
3. ソフトウェアの海賊版没収される
4. 密輸・偽造品、市場に氾濫

インド

1. インド、よりよいIPR保護と反海賊版のためのバイ協定を計画
2. インドにはより強力なIP体制が必要
3. インド、国際特許機関としての認定を求める
4. ケーララ伝統的知識の保護プロジェクト
5. 米国の高官、インドの特許法を酷評
6. インドはソフトウェアの海賊版との戦いで協力の必要あり
7. カシオ、インド市場に氾濫する模倣品に苦慮
8. 知的財産保護法の熟知が必要
9. 米国 - インド知財協力協定に調印
10. 301条の監視国リスト順位で、パキスタンがインドに優勢

パキスタン

1. パキスタン、主要な製薬輸出業者となるべく準備を進める
2. 海賊版DVD・CD、破壊される

オマーン

1. オマーン - 米国FTA啓発会議

ヨルダン

1. BSA、ヨルダン国立図書館部長を表彰

タイ

1. IP & IT 裁判所のシンポジウム、バランス感を目指す

(バンコク・ポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2006年12月1日付、プラチャチャート・トラキット紙、国際欄、16ページ、タイ、2006年12月7 - 10日付)

知的財産及び国際取引(IP&IT)中央裁判所は、「知的財産権保護:知的財産権所有者と公共利益のバランス」と題されたシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、法務省事務次官のJaran Pukditanankul教授が、「知足経済の視点から見た知的財産」というタイトルの講演を行い、著作権者が良質の製品を低価格で提供することにより、海賊版撲滅の手助けをすべきだと主張した。また、企業のコスト削減のために、手始めとしてパッケージングをより軽度にすることも提案した。同教授は、ソフトウェアの権利所有者が、資力のない学生のために最低限の包装にとどめ、安価なコンピュータとテキストを市場に出荷して、模倣の問題から解放されたことを示した。

また、タイ開発研究機関(Development Research Institute)の情報経済部長であるSomkiat Tangkitvanich氏は、発展途上国は知的財産権保護にそれほど厳格ではない傾向がある。なぜならこれら諸国では、特許製品の正規価格は国民大多数の手の届く範囲を超えるため、国民に特許製品を使うチャンスを残そうとするためである。しかし、タイは著作権、特許権その他の法的権利を厳格に保護し、先進国への知的財産での債務超過を減らさねばならないと述べた。

さらに、ソフトウェア会社がビジネス界に大きなコスト負担を強いているという不満に対し、BSAのSawney氏は、ソフトウェア会社は小さな露天商を狙っているのではなく、利益を上げているのに正規のソフトウェアを購入しようとしなない大会社に対し行動を起こしている。それらの会社は、正規ソフトウェア購入の予算があるので、ソフトウェアの価格が問題なのではなく、買おうとしないことが問題だと説明した。

IP&IT裁判所のSurapol Sonthayanon首席判事は、IP裁判所は権利の所有者と一般ユーザーとのバランスを図りたいと述べた。

2. 海賊版映画の増加

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B & 5B、タイ、2006年12月7日付)

タイでは、過去数ヶ月で、映画の海賊版に大きな動きが見られる。業界関係者によれば、映画関連産業での営業損失額は、2億3,800万USドル(84億8,000万バーツ)に上ると試算されている。

ハリウッドの主要な映画制作会社により構成されている映画協会(MPA)の情報によれば、警察は、今年、映画の海賊行為に関与した者を約2,000人逮捕したが、事件数としては、昨年の1,100件から1,180件への増加である。

これらの事件の約80%は、映画の海賊版販売に係わる小売業者で、残りは卸売業者、倉庫所有者、製造業者である。

MPAは、プエナビスタ、フォックス、ワーナーブラザーズ、コロムビア映画、パラマウント・ピクチャーズ、ユナイティッド・アーティスト・ピクチャーズ、ニューライン・シネマのようなハリウッドの映画制作スタジオを代表して海賊版問題に対処するため設立された。

同情報筋によれば、「パンティップ・プラザ、フューチャーパーク、シーコン・スクアエ、マー

ブンクロンのような主要なショッピング・コンプレックを含め、スクンビット、パッポン、クロントム、サパンレック、バーン・モーなど、バンコク市内のいたるところで映画の海賊版が増加しているのが発見された」とのことである。

来年、MPAは首謀者の摘発に主力を注ぐ。なぜなら今までの逮捕者は、主に小売業者だったからだ。また、MPAは、著作権侵害をマネー・ロンダリング法の一部に含め、罰則の強化を政府に要望していく。さらに、インターネットやケーブルテレビから映画の違法コピーを行う侵害者が多いことから、電子犯罪に対する厳格な対応も行うつもりである。

以前、大量のビデオの違法コピーがタイと米国の貿易摩擦を引き起こしたことがあったが、過去数年、問題は沈静化していた。しかしながら、技術の進歩により、違法な偽物の製造が非常に簡単になったため、DVDやVCDが普及して再び海賊版問題が浮上した。

同情報筋によれば、タクシン政権の崩壊以来、国内の海賊版問題が悪化してきたとのことである。これは、警察が治安維持に関連した諸問題に追われているため、政府が海賊版制圧にあまり力を入れなくなったためとみられている。

3. OTOP製造者、自分たちの権利保護を真剣に

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2006年12月14日付)

商務省知的財産局は、一村一品(OTOP)運動の製造者たちに、地元の知恵を外国人に登録されないよう、知的財産の登録にもっと関心を示すよう呼びかけた。

Puangrat Asavapisit局長は、昨日、ほとんどの国内事業者は、著作権、特許、商標を通じた知的財産権保護への認識に欠けると述べた。「タイの国内外の市場におけるOTOP事業者を保護するための知的財産権への意識向上」と題されたセミナーで講演し、Puangrat局長は、国内事業者で知的財産に登録している者は、外国人に比べ、わずかであると指摘した。

タイでは、毎年1万件の特許と3万8,000件の商標が登録されているが、これらの60%は外国人による登録である。

「国内事業者、特にOTOP製造者は、地元の知恵と知識を理解しているが、その登録を見落としている」と述べた。

知的財産権保護への国内の意識を高めるため、同局では、来年いくつかのキャンペーンを行う予定である。

その一方で知的財産局では、国内113のOTOP事業者のうちから16のOTOP事業者を表彰した。受賞した16の事業者の製品は、OTOPランキングの4つ星又は5つ星へと格付けを上げられた。Puangrat局長は、このような認知を与えることにより、国内製造業者を奨励し、彼らの製品を市場の要求に近づけるよう促し、また著作権、特許権を知的財産局で登録させることにもつながると述べた。また、このことは、国内製造業者の間で、タイの知的財産への認識を強めることにつながるものである。

4. バイオ・タイ、遺伝子組換えのタイ原産パパイヤへの米国特許に怒り

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ4A、タイ、2006年12月16日付)

タイの活動家らは、米国人研究者とコーネル大学の研究チームがタイ産パパイヤの原種から遺伝子を組換えて作ったGMパパイヤに対し、米国政府が独占的使用権である特許を与えたことについて、農業省が抗議すべきだと主張している。

農業者の権利と生物多様性を保護するための非営利団体であるバイオ・タイ(BioThai)代

表のWitoon Lienchamroon氏は、この特許が、進んだバイオテクノロジーと知的財産権を持つ先進国が、タイの生物的資源を利用する前例になるのではないかと懸念している。

米国特許商標庁(USPTO)は、最近、コーネル・リサーチ・ファンデーションのDennis Gonsalves部長をヘッドとする研究チームに対し、タイ原産パパイヤのケーキ・ダム種とケーキ・ヌアン種から遺伝子組換えパパイヤを作り出した「発明」へ特許を付与した。特許は、遺伝子の型とリングスポット・ウイルスに抵抗力のあるパパイヤの新種の生産に関する「すべての科学的製法」をカバーするものである。農業省によれば、リングスポット・ウイルスは、パパイヤにとっての大きな脅威である。

知的財産権の専門家であるJade Donovan氏によれば、タイの農民が遺伝子組換えのパパイヤを生産したとしても特許料を支払う必要はない。なぜなら、特許権者が独占的な権利を持つのは、米国内と特許を認めた国に限られるからだ。

遺伝子組換えパパイヤは、1994年にコーネル・リサーチ・ファンデーションと農業省との間の共同研究で開発された。2人のタイ政府の研究者は、パパイヤのケーキ・ダム種とケーキ・ヌアン種及びリングスポット・ウイルスを実験室での研究のためにコーネル大学の研究所に持ち込んだ。

農業省のAdisak Srisunpakit代表は、特許の付与について知らされたとき、タイの研究者にも特許権を与えるように交渉したが、同研究機関から拒否されたと述べている。

5. 特許権者、エイズ薬で対話を求める

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2006年12月19日付)

抗エイズ薬の特許権者は、保健省が抗エイズ薬Efavirenzを国内で生産する計画に対し、Merck社と保健省で話し合いをもてるよう、商務省に仲介を頼んだ。

知的財産局のPuangrat Asavapisit局長によれば、Merck社の代理人であるMSD社とアセアン - 米国ビジネス・カウンシルは、商務省が仲介者を務めることに期待していると述べた。彼らの代表は、商務省のKrirkkrai Jirapaet大臣とも面談した。

この動きは、最近、保健省が発表した国内のHIV感染者を救うため、抗エイズ薬Efavirenzの国内版を製造するための強制実施権を発動する計画が示されたことを受けている。強制実施権の下では、保健省はこの医薬品の市場価格の0.5%を製造者に支払うことが求められる。

MSDの渉外部代表のChristian Sellars氏は、同社は一般の人々が確実に薬を入手できるよう、タイ当局に建設的に働きかけると述べた。

6. エイズグループ、改正に抗議

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2006年12月19日付)

薬事特許法の改正案は害こそあれ、益はないとエイズグループは主張し、改正案の無効または「透明な見直し」を望んでいる。

知的財産局により示された改正案は、医薬品の特許に対し、特許交付から6ヶ月間は異議申し立てを制限している。

「エイズとともに生きる人々のタイ・ネットワーク」のVirat Phurahong 会長によれば、現行の1979年薬事特許法はいつでも異議申し立てを受け付けている。

同会長は、特許に対抗する権利は大切だし、「ごまかし特許」の場合、特に大切だと述べる。Virat氏は、英国の巨大製薬会社グラクソ・スミスクライン社は、国内外の

エイズグループの抗議を受け、HIVの抗レトロウイルス療法薬Combivirのタイでの特許出願を取り下げたことを挙げた。エイズグループは、この薬は既存の抗レトロウイルス剤を混ぜ合わせた物で、新規の発明ではないので、新薬ではないと訴えていた。

特許が認められれば、政府製薬協会は製造を中止せざるを得なくなり、Combivirの値段は政府製薬局がジェネリック版として製造したものの5倍になると、Virat氏は述べた。

Virat氏は、法案の改正によるもう1つの問題点は、新薬が十分に開発される前の段階から特許の出願を認めている点であると述べた。

「ある成分が薬品となる可能性(potential)があると考えただけで、その特許を出願することができる。」と同氏は述べ、「これにより、他者が同じ成分の研究を行い、そこから薬を開発することが妨げられることにもなり得る。」

7. 2006年、知的財産権のエンフォースメントは後退

(バンコク・ポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2006年12月22日付)

昨年度は、タイの知的財産所有者にとって困難な年になった模様である。進展も確実に見られたが、冷静に振り返ってみると、ビジネスリーダーたちには、2006年のIPの分野では、タイは他国のペースについていけなかったと結論する危惧もある。

2006年にタイ知財制度の近代化推進の中心となったのは、米国との自由貿易協定締結交渉であったが、残念なことに、政治的情勢により交渉は延期された。交渉を通じ、タイの知財法を、先進技術と呼び込むに足る水準まで引き上げる格好の機会であった。

これらの推移に対して、産業界は、政府が困難な状況に陥っていると認識している。それにもかかわらず、多くの省庁はイノベーションと知的財産が国の発展の中核となることを標榜しており、その結果、国の長期的展望として、知財の重要性を確かなものとするための努力が課題として残っている。

産業界は、タイの知財分野の中で、模倣品と海賊版の部分が最も問題の多い部分であると指摘する。これはその通りかもしれないが、過去年間も警察、特別捜査局、税関職員による不断の努力で、多くの侵害者が法によって裁かれるのを目の当たりにしてきた。幸いなことに、多くの知財所有者は、明らかな侵害事件に直面した際、自信を持ってタイ警察に訴えることができる。

タイの知財法の歴史が比較的浅いことにより、知財侵害の深刻さへの理解が一般的に不足しがちである。このことが、しばしば侵害への社会的容認又は寛容さの形で現われる。さらに、タイ知財法の罰則は、国内の他の刑事罰と比較し厳格であると見られがちだが、国際水準から見ると、罰則を含むエンフォースメント全体は、時として弱いと見られている。これらの2つのハードルが、タイで知財犯罪のシンジケートが蔓延する結果を招く。

知財侵害を打ち砕く銀の弾丸はないが、幾つかの手段により、タイでの知財侵害に対する企業の不安は確実に改善される。知的財産局スタッフ及び他の関係者による継続的な教育努力は、偽物商売の危険を強調する役目を果たす。

エンフォースメント当局の不断の努力は、犯罪者は必ず逮捕されるという印象も与えるが、知財制度改革により、タイが知財の侵害者を許さないという意味を示すことこそが国家に最も大きな利益をもたらすだろう。

シンガポール

1. 2つの着メロ業者、著作権侵害の罪に問われる

(ストレイツ・タイムズ紙、シンガポール、2006年12月8日付)

2つの着メロ業者とMP3の音楽業者が、著作権侵害の罪で裁判所から初めて呼び出しを受けた。有罪となった場合、両者はそれぞれ最高10万USドル、スタッフは会社の行為幫助の罪で最高5年の懲役刑が科せられる。

このビジネスは、年間800万USドルの売上げがある市場である。これらの着メロとMP3の音楽を販売するためには、音楽のライセンス機関であるコンパス（Compass）（シンガポール作曲家及び作家協会）が発行するライセンスが必要である。ライセンスの価格は年間2万5,000USドルからであり、著作権と放送権の両方を含む。

また、MP3のファイルを販売する会社は、歌のミュージック・ラベルの承認も受ける必要がある。コンパスは、音楽業界の野放図とも言われる知的財産権侵害行為を抑制させたいと願っている。

フィリピン

1. IPOフィリピン、オンラインの特許データベース開設

(マニラ・ブルティン、2006年12月11日付)

フィリピン知的財産庁(IPO Philippines)は、出願中・付与済の特許サーチのためのオンラインシステムを開設した。フィリピン特許オンラインシステム(PhilPAT) は、IPOフィリピンの「特許プロジェクトのための知的財産デジタル・ライブラリー」の中の電子政府組織の一部であり、1948年から現在までの6万件の特許文献を含む。

PhilPATは、フィリピンの特許の書誌的データを提供し、そこには特許のカテゴリー、出願又はシリアル番号、特許番号、出願日、付与日、名称、国際特許分類(IPC)、国内特許分類(PH Class)、発明者、出願人又は代理人、要約、図面(該当する場合)の詳細が記載されている。

既に付与されている特許に関して、PhilPATでは合計60,105件の記録が入力されており、そのうち発明特許が35,741件、実用新案が14,459件、意匠が9,905件である。また、PhilPATでは、特許協力条約が批准された1998年以降の特許出願の記録1,839件も備えており、その内訳は発明特許747件、実用新案312件、意匠780件である。

さらにPhilPATは、ヨーロッパ特許庁(EPO)、米国特許商標庁(USPTO)、日本特許庁(JPO)、世界知的所有権機関(WIPO)へのリンクも提供している。検索ページは2つのタイプに分かれ、クイック・サーチとアドバンスド・サーチがある。

この開設に先立ち、PhilPATは研究者により試験的に利用され、ウェブサイトの使い勝手に対するフィードバックが寄せられた。PhilPATは、知的財産権週間の間にスタートした。

現在、進行中のもう1つのオンライン・プロジェクトは、電子特許公報である。電子特許公報は、特許に関するIPOフィリピンの公式出版物であるIPO公報のウェブサイト版である。ここには出願中、付与済、承認済の特許、実用新案、意匠、集積回路の権利情報が含まれる。

電子特許公報の初版には、公開済、付与済、登録済の特許、合計687件の文献が含まれ、その内訳は特許の出願公開368件、特許付与・登録済案件が319件である。この内容は、毎週更新される。さらに4半期ごとに、電子特許公報のアップロード版がCD-ROMとして発売される。

2. NBI、300万ペソ相当の偽物の腕時計を押収

(Hechanova Bugay & Vilchez法律事務所、2006年12月12日付)

偽のルイ・ヴィトンやタグホイヤーがQuiapoの繁華街でおおっぴらに販売されているという苦情を受け、国家捜査局(NBI) は、先週末にプラザ・ミランダ・ショッピングモール内の5箇所を摘発した。

マニラ地方裁判所判事により発行された捜査令状により、NBI捜査官はタグホイヤーの腕時計の模倣品1,653個とルイ・ヴィトンの腕時計の模倣品1,736個を押収した。押収額は300万ペソ相当以上と見られている。

店の所有者は不公正競争の罪で、共和国法第8293号即ちフィリピン知的財産法の第168条違反に問われる。

3. PNP、2,400万ペソ相当のアディダスの模倣品と海賊版ソフトウェアを押収 (Hechanova Bugay & Vilchez 法律事務所、2006年12月12日付)

オペレーション・メガ・ショッパーズ(Operation Mega Shoppers)を狙った立て続けの捜査により、フィリピン国家警察(PNP)は、パサイ市とパシグ市で総額2,400万ペソ相当の模倣品と無許可のソフトウェアを押収した。

マニラ地裁より発行された捜査令状を携行し、PNPはパサイ市のカー・パーク・ショッピング・コンパウンドの32店舗から1,900万ペソ相当以上のアディダスの模倣品7,476点を押収し、またパシグ市のドラッグチェック・フィリピン社で41台のコンピュータに搭載されたマイクロソフト社とアドビのライセンスのない種々のソフト約500万ペソ相当を押収した。

アディダス模倣品の摘発では、4人の中国籍の容疑者が、共和国法第8293号即ちフィリピン知的財産法第155条、第168条違反の罪で逮捕された。

一方、ドラッグチェック・フィリピン社は、知的財産法第177条の著作権侵害の容疑で事情聴取を受けることとなる。

4. 偽造チェーン、壊滅される

(バンコクポスト紙、国際ニュース欄、5ページ、タイ、2006年12月17日付)

フィリピン警察は、映画とオーディオの海賊版で国内最大規模の摘発を行い、中国人13名を逮捕したと発表した。マニラ郊外での摘発で、これらの侵害者は、押収された6億ペソ相当のビデオ、オーディオ・ディスクの複製機とともに逮捕された。この摘発は日本のソニー社からの訴えに基づき執行された。

インドネシア

1. インドネシアとロシア、協力覚書に調印

(タイ・ニュース・サービス、2006年12月4日付)

インドネシアとロシアは、航空、原子力エネルギー、法律、防衛、観光の分野で協力関係を持つ7つの覚書に署名した。

覚書は、ロシアの首都モスクワで12月1日に署名され、宇宙探索、原子力の平和利用、知的財産権保護、公務訪問時のビザ免除、2006-2010年の間、ロシアの軍事援助提供などの協力が含まれている。

覚書の調印に先立ち、インドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領とロシアのウラジミール・プーチン大統領は2人だけの会談を持ったが、両国の高官による二国間会談がそれ以前に行われていた。

2. 著作権法見直しへ

(ジャカルタ・ポスト紙、インドネシア、2006年12月5日付)

国会と政府は、4日、知的財産権所有者と使用者との対立を解消するため、2002年知的財産権法の見直しに合意した。

この合意は、法務人権省知的財産権総局の出席のもと、下院の法務委員会のヒアリングでなされた。

他の出席者は、作詞家、インドネシアレコード会社協会(Asiri)、インドネシアホテル・レストラン協会(PHRI)、国家警察捜査局Makbul Padmanegara長官などである。

「法律の緊急な見直しが必要であり、特に、YKCI (インドネシア芸術作品基金)が知的財産の所有者を代表し、著作者の作品の製作、複製、放送の際にロイヤルティーを徴収する団体であることを認定する必要がある」と法務委員会のAlmuzamil Yusuf委員長は述べた。

同委員長は、徴収管理機関の設立は、知的財産権所有者の権利を確保し、インドネシアの作詞家や作曲家の生活をサポートするために必要であると述べた。

「知的財産権はインドネシア文化の一部であり、レコード会社、ホテル、エンターテインメント施設を含むすべての部門が維持し、発展させていかねばならないものだ。さらに、国家は作詞家を尊重し、彼らの作品の使用に対する支払いを確保し、彼らの家族や生活を守らねばならない」とAnsori氏は述べ、知的財産権総局で改正法を検討すると付け加えた。

会議は一時緊迫し、YKCIと作詞家は、AsiriとPHRIが知的財産権を侵害していると糾弾する一幕もあった。

YKCIのEnteng Tanamal委員長は同基金を擁護し、YKCIではホテル、レストラン、エンターテインメント施設で使われたカセット、CD、VCDの歌、3,500曲に対するロイヤルティーを徴収したと述べた。しかし、PHRIのメンバーとインドネシア貿易商

業機関がロイヤルティーの支払いを拒否したのは、YKCIがしばしば一方的にロイヤルティーの額を上げるからだと述べ、時には暴漢まがいの集金人をホテル、レストラン、エンタテインメント施設に送り込み、ロイヤルティーを集金させていると、彼らは付け加えた。

3. 地元製品が市場を席卷すべし

(ビジネス・インドネシア、2006年12月21日付)

インドネシア製品は、違法な輸入品や偽造品に打ち勝って、国内市場で勝利を収めることが期待されている。

Mari Elka Pangestu通商大臣は、国内の生産者は輸出と同時に国内市場も支配しなければならぬと語った。

マリ大臣は、国際水準に達する製品を生産するための技術が必要だとも付け加え、さらに、製品と市場が無視できない2つの重要事項だと述べた。「産業界はコピーするだけでなく、デザインにこれまで以上の投資をすることが重要だ」と語る。

大臣は、インドネシアが2010年までに200の優良な製品デザインを持つことを目指す計画を発表した。

マリ大臣は、意匠を基礎としたインドネシアの知的財産権に保護を与える重要性を強調し、「例えば、手工芸品の意匠は、国内では知的財産権総局に、外国へは通商アタッシェを通じて登録すべきだ」と述べた。

これに対し、ブランドと知的財産権の専門家であるInsan Budi Maulana氏は、政府が意匠登録手続きを迅速化するよう期待していると述べた。

ベトナム

1. ベトナムの商標、展示される

(タイ・ニュース・サービス、2006年12月1日付)

国内の著名商標を展示する国際貿易展示会が、ハノイのGiang Vo エクジビジョン・センターで開催される。

ベトナム貿易促進庁、消費者安全標準機構、ベトナム国家知的財産権庁との共催による7日間の展示会は、エレクトロニクスから観光業まで230の企業を引きつけている。

主催者は、この展示会で外国の投資家がベトナム製品や商標を目にすることにより、国内により多くの投資を呼び込むことを期待している。

ベトナム国家知的財産権庁は、知的財産法を説明するためのブースを設置し、ベトナムが世界貿易機関のルールを採用開始した後、国内事業者がどのように商標を保護していけばよいか、その方法を提案する予定である。

主催者側は、展示会の開会式で、著名で最も権威ある商標に与えられる賞の今年度の受賞者を発表する。

2. 知的財産がホットな話題となる

(週刊サイゴン・タイムズ、2006年12月2日付)

ある経済専門家が指摘したように、ベトナムの世界貿易機関への加入後、知的財産権がすぐにもホットな話題となるであろう。

知的財産権庁のPham Dinh Chuong長官によれば、過去10年間に提出された特許出願のほとんどは外国からであり、1995年から2005年の間で、ベトナム人の出願は6%にすぎず、そのうちわずか2.2%のみが承認されたとのことである。

ほとんどの新製品、新技術は海外で作られられたか、所有者が外国人である。それゆえ、これらの新製品、新技術の使用及び国内への輸入は、外国所有者に独占されている。かつてのように、法律に抜け道があり、知的財産権侵害の下地となっていた過去とは違い、政府と国民は国際法に従わねばならない。外国人は、国際法の保証により守られているため、彼らの権利を簡単に主張できる。

Pham & Associates 法律事務所のViet Anh弁護士は、ベトナムは知的財産権の取締りを直ちに進めねばならないと述べる。例えば、過去に、もしホンダのスタイルを真似たバイクがあれば、没収され、プラスチックの部分だけが破壊されたであろうが、今後は、ホンダは偽物が二度と市場に現れないように、模倣品の完全破壊を要求する権利を持つようになる。

加えて、ベトナムは国際慣行に従い、罰則に関する規定を修正する必要もある。他国の例に倣い、知的財産権の侵害に対する行政罰として重い罰金が最もふさわしいと考えられる。現実には、ベトナムでは侵害に対し最高額で1億ベトナムドン(知的財産権侵害の行政罰に関する勅令12/1999/ND-CP)というわずかな罰金額が適用されているのみであり、罰金の実例では、Lisohaka Co社に科せられた7,500万VNDが最高額である。

Pham Dinh Chuong長官によれば、ベトナムのような発展途上国では、世界貿易機関により発効された知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)にあるような厳格な基準の適用はチャレンジであり、ある面では悪影響を及ぼす。

「しかし、もし我々がこれらの挑戦と弱点に打ち勝つ方法を知れば、長期的には大きな収

獲を得る。基本的に、TRIPsやWTOの規定に従い、知的財産権の実効を上げることがベトナムにとって良い結果をもたらすと信じている」と長官は述べた。

現在のところ、ある程度の予測はつくものの、知的財産権庁ではベトナムにおけるTRIPs・WTO基準の厳格な遵守によるマイナス面の分析が十分行われていない。TRIPsにより作り出された複雑な法的環境は、ベトナムの企業と投資家を苦境に追い込み、費用負担が増えることは容易に推測できる。

現在まで、多くのベトナム人にとって、TRIPsによる知的財産権の保護メカニズムの意味と内容はいまだ不明確である。実際、知的財産権の対象製品を扱わない限り、多くの企業にとって知的財産権は自分たちのビジネスとは関係がないと考えている。しかし、すべての事業は、いずれは知的財産権を保護する法的環境に関わってくる。そして、紛争や裁判に巻き込まれることになるかもしれない。

3. ソフトウェアの海賊版没収される

(タイ・ニュース・サービス、2006年12月11日付)

ライセンスのないソフトを使用したコンピューター・プロセス・ユニット30台が、ホーチミン市の第10地区のマイ・ドク・セラミック会社で、文化情報省の捜査官により押収された。

Lac Viet辞書と、Vietkey、WinZip、Symantec Antivirus、Microsoft Officeソフトの推定価格は、15億ベトナムドン(約90,300USドル)である。

捜査は、公安省のハイテク犯罪予防局との合同で行われた。今回の捜査は、企業のエンド・ユーザーのよるソフトウェア著作権侵害を狙った、ホーチミン市ではこの種の初の摘発であり、政府が今年ハノイ市とホーチミン市で始めた反ソフトウェア海賊版キャンペーンの全国版を眼に見える形で実践したものである。

著作権侵害に関する法律では、侵害時の罰金は、現行の3,000万VND(約2,000USドル)から1億VND(6,200USドル)へと引き上げられ、これは侵害の商業価値の約5倍となる。

文化情報省の主任捜査官であるVu Xuan Thanh氏は、引き続き定期的にエンフォースメントを行い、国内のソフト産業の保護と外国投資の導入を進めると語った。

4. 密輸、偽造品、市場に氾濫

(タイ・ニュース・サービス、2006年12月19日付)

偽造品取引と密輸が、特に国境付近で依然として蔓延する中、企業の専門家は侵害者に対するより厳格な罰則を求めた。治安省警察本部によれば、警察は2001年より国内で62,543件の偽造品取引と密輸事件を解決してきた。

警察は、国会と政府に対して、密輸と偽造品取引に関する現行の政省令を改正することを提案している。

関係当局は、知的財産権侵害、マネー・ロンダリング、組織犯罪と戦うための戦略を積極的に描く必要がある。

警察は、2001年より約6万5,000人を動員して、総額2兆VND(1億2,500万USドル)の商品を没収した。これらの事件のうち2万件以上が密輸事件で、19,500件が禁輸品、1,260件が模倣品関連であった。さらに、4,288の事件で税金を支払わずに取引がなされた。

2001年後半に、首相判断により密輸、偽造品、不正取引の監視委員会が設置され、不正取引はしばらく治まったようだが、より巧妙な手段による不正取引が再発した、と同省の報告書では述べられている。来年度の関税の引き下げが、密輸を減らすことに役立つだろうと見

られている。

AFTA(アセアン自由貿易圏)加盟後のベトナムの義務と関税貿易一般協定(GATT)の規則により、2007年までに輸入税は40-60%から0-5%まで引き下げられる。しかし不正取引は、通常、一時的輸入と再輸入、「ペーパーカンパニー」の設立、VAT(付加価値)税の不正払い戻しという形で行われる。

警察当局は、管理部門と生産部門の薄い関係が引き起こす不正の蔓延、模倣品に対する法の抜け道、商品の査察・評価を行う機関の欠如を批判している。

市場の専門家によれば、不正が蔓延するのは、国内消費者の認識と責任感の欠如にも起因するとのことで、人々は競って偽物を買うが、それは有名ブランドにつられるため、品質を考えてのことではない。密輸は、不正商品の製造販売とともに、国家経済と国内の消費者の両方を傷つけるものである。

インド

1. インド、よりよいIPR保護と反海賊版のためのバイ協定を計画

(ダウ・ジョーンズ・コモディティ・サービス、2006年12月1日付)

ザ・プレス・トラスト・オブ・インド・リミテッド、2006年12月1日付)

インドは、知的財産権保護のためのエンフォースメントを強化し、幾つかの国とIPR保護協定を締結する予定である、とAshwani Kumar産業大臣が語った。

「我々は、3ヶ月前にフランスと(IPR保護)協定を締結した。同様の協定を他の多くの国々と結ぶ予定である」とKumar氏は、国際商工会議所とインド商工会議所連盟の主催する模倣品・海賊版撲滅セミナーで述べた。同大臣は、インドが締結を検討している国々の名前までは明かさなかったが、効果的なIPR体制の執行のため、さらに他国と2国間協定を結ぶ可能性があり、遠からず話し合いが行われることを示唆した。

また、同大臣は、「我々が必要としているのは、(IP侵害)問題に対処するための現行法の効果的執行だ」とし、政府は国内法制度を知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)に準拠させ、インドの裁判官を知的財産問題により精通させようとしていることも明らかにした。

さらに、国際データ・コ - ポレーション(IDC)の調査資料を引用し、インドでソフトウェア海賊版が10%減少するだけでIT産業に115,000件の新しい雇用を生み出すことができ、50億USドルの投資を呼んで、政府の税収が3億8,600万USドル増加するとも述べた。

また、著作権エンフォースメント・アドバイザリー・カウンシル(CEAC)と名付けられた委員会が人材開発局次官の統括により設立される予定であり、委員の中には、利害関係人のほか、21州の警察の代表も含まれるとのことである。

2. インドにはより強力なIP体制が必要

(ヒンズー、2006年12月7日付)

マイクロソフト・テクニカル・コンピューティング社のTony Hey副社長は、インドのIT企業がマイクロソフトのような巨大国際企業と匹敵するためには、国内の知的財産体制をより強化する必要があると述べた。

幾つかの国際的IT企業の研究開発費をインド企業のそれと比較し、Hey氏はインド企業がもっと成熟すれば、彼らの研究開発費も国際的企業と肩を並べるほど増やすことができるだろうと述べた。

インドの会社は、単に多国籍企業のためにソフトの開発を続けるだけでは成長できないだろうから、国際的IT企業と対等になるためには、技術が正しいかどうかの問題となる、と同氏は付け加えた。

3. インド、国際特許機関としての認定を求める

(ビジネス・スタンダード、2006年12月7日付)

インドは世界知的所有権機関(WIPO)と交渉し、インド特許庁を国際調査機関(International Search Authority)及び国際予備審査機関(International Preliminary Examination Authority)として認定することを求める予定である。

これにより、世界の他の特許庁は、インド特許庁に対して特許調査サービスを依頼できると産業政策推進局のAjay Dua次官は述べた。Dua次官によれば、インド特許庁では130億ルピーの近代化計画も完成し、庁舎が完全にコンピューター化されて国際的な処理能力を備えているとのことである。そして、「2007年3月までに支庁舎間がリンクされ、特許データベースのよるサーチが容易にできるようになる」とDua次官は述べた。

「特許庁舎間のリンクが完成すれば、我々はWIPOに接触するつもりである」と次官は付け加えている。

米国商務省知的財産担当次官兼特許商標庁長官のJon W Dudas氏は、IPの力は強大で、米国経済に約5.5兆ドルをもたらしたと述べ、米国の経済成長の80%は知的財産から引き出され、有形資産から生み出されるのは20%にすぎないとも述べた。

また、同長官は、企業、特に中小企業に、IPRシステムを教育することの重要性も強調した。この「インドR&D 2006」は、科学技術省とインド商工会議所連盟の共催により開催された。

4. 伝統的知識の保護プロジェクト

(ヒンズー、2006年12月11日付)

伝統的な知的財産保護への動きとともに、ケーララ州は、幾世代にも渡って継承された知識に対する公平で正当な分配を目指している。

アーユルヴェーダ (Ayurveda) 医学教育理事会は、ケーララ州の伝統的知識に関するデジタル図書館を設立する、という野心的なプロジェクトを発表した。

伝統的知識のデジタル・ライブラリー - ケーララ(TKDL-K) と命名されたプロジェクトは、伝統的な処方実践者の知的財産保護のためのデータベースを作り、アーユルヴェーディックのコンセプトと治療法を模倣される懸念を無くすためのものである。

ケーララのメディカル・ツアーに人気が出ていることからして、世界中の目ざとく独立心旺盛な旅行者は、特定の文化の気風や価値を伝える直接的で本物の経験を求めていることがわかる。これらの経験の多くは「伝統的知識」の領域から起こっている。

「固有の知識」とか「地元の知識」とも呼ばれる伝統的知識の無料の宝庫は、一般的に成熟し、長く続いた伝統や特定の地域やコミュニティに固有の慣行のことを言う。

また、伝統的知識は、これらのコミュニティの英知、知識、教えを包括するものでもある。多くの場合、伝統的知識は何世代にも渡り人から人へ口伝で伝えられてきた。例えば、物語や伝説、フォークロア、儀式、歌、あるいは法律の中にさえも伝統的知識を見出すことができる。

伝統的知識は、ケーララの社会的、経済的、文化的な成長面で役割を果たしてきた。「ケーララの開発モデル」と称される1つの重要な要素は、公衆衛生への長年に及ぶ貢献である。

ケーララ州は、州民一人当たりの公衆衛生への出費でインド全州の中でトップである。今日、ケーララは国内で最も進んだ公平で誰にでも手の届く健康施設を誇っている。

ケーララ州民は、偏狭で内向的という評判だが、医薬と福利に関する限り、彼らは健康的で世界主義的善良心を示すことが多い。彼らの治療力のある癒しのトリートメントを愛する気持ちは、伝統的な医療システムに限らない。

それゆえ、現在の西洋医学の対症療法やホメオパシー (同種療法) システムは、もう1つの固有のシステムと平和共存できる。固有システムの最も著名なものがアーユルヴェーダであり、古来の全体的で包括的なインドの治療システムで、オーガニズムと環境の相関関係を中心に豊富な薬草の調剤により成り立っている。

アーユルヴェーダへの愛着と関わりは多くのケーララ州民を助け、今では同様に世界の人を助けている。今日では、代替医療への世界的な熱望がしばしば太陽と砂浜という昔ながらのバカンスと結びつけて、休息と癒しを求める無数の外国人をケーララに引きつけている。

5. 米国の高官、インド特許法を酷評

(*エレクトロニック・エンジニアリング・タイムス*, 2006年12月11日付)

産業界ミッションを率いる米国政府の高官は、インドの特許と著作権法は古臭くて、国内で営業する外国企業に必要な保護を与えることができないと述べた。

インドの特許法、著作権法は時代遅れで「世界水準」に達していないと、商務省国際貿易担当次官のFranklin Lavin氏は述べた。インドと米国は「弱点部分を発見することにより、適切な法的フレームワークを作り出す必要がある。インドは、米国企業によるこれまで以上の参加が必要である」とLavin氏は述べた。

Lavin氏はニューデリーで行われたビジネスセミナーで、IBM、AT&T、モトローラを含む100の米国企業からの225人の企業役員からなる代表団の団長として発言した。代表団はニューデリーのほか、ムンバイ、バンガロール、チェンナイ、ハイデラバード、カルカッタを視察する予定である。

インドは、1995年より世界貿易機関の加盟国である。同機関の知的財産条項は、加盟国に半導体回路配置デザインを含む広範なIP保護を求めている。

6. インドはソフトウェア海賊版との戦いで協力の必要あり

(*タイムス・オブ・インディア*, 2006年12月7日付)

インドでは海賊版がいつもニュースとなっているが、今回はソフトウェアの海賊版が話題となり、わずかな額ではあるが同産業の収益を食いつぶし、その額は増加を続けている。

統計によれば、ソフトウェア産業は2005年に5億6,600万USドルの損害を被り、2004年の5億1,900万USドルより9%増加している。

この数字は、世界ソフトウェア海賊版調査による海賊版比率が、2004年の74%から2005年は72%へとわずかに減少したことにも関わらずの結果である。

「インドは、主にIPR法への認識の低さと、正規のソフトを使用することの利点への理解が足りないことから、大きなソフトウェアの海賊版市場となっている」とビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の(アジア)マーケティング部長のRoland Chan氏は語った。

中国とのシナリオと比較し、「インドはランキングの点で中国よりはずっと良好だが、中国ではWTOとの交渉開始以来、政府と企業が手に手を取ってソフトウェアの海賊版比率を引き下げ、また知財問題を大規模に訴えるようになってきたため、急速に減少してきている」とChan氏は述べた。

Chan氏によれば、インドでも同様のアプローチが求められることを強調し、政府は真剣にIP問題に取り組み、IP問題に大規模に取り組むため専門化した裁判官を置くなどの選択肢も考えることができる。

ソフトウェアの使用率が最大で、それゆえ2005年には21%という最低の海賊版比率にもかかわらず、65億USドルという最高の損害額を計上した米国の例を引用し、「インドのようなIT産業が破竹の勢いで成長している国では、企業、ナスコム(Nasscom)のような団体、政府が協力して、ソフトウェア海賊版という脅威に立ち向かわねばならない」とChan氏は述べた。

7. カシオ、インド市場に氾濫する模倣品に苦慮

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年12月16日付)

インド市場の模倣品の氾濫に直面し、個人向けエレクトロニクス製品の大手メーカー・カシオは、個人向けの基盤を確保するため、多くの対策を講じてきている。

他の多くのエレクトロニクス企業のように、カシオも模倣品、特に同社がインド市場のパイオニアである関数電卓 (scientific calculators) の偽物の猛襲に直面している。

カシオ・インディアのKulbhushan Seth販売部長が本日語ったところによると、少なくとも15名(そのほとんどがカルカッタの人間)が、過去6ヶ月間にカシオ製品の模倣品販売で逮捕されたとのことである。

「我々は今、顧客が市場で安く手に入る偽物ではなく、本物を購入するよう教育している。我々は当社製品の幾つかの保証期間を延長している。」と当地を訪れたSeth氏は記者に述べた。

同社は、「灰色市場」をストップさせるために政府と協調し、状況は徐々に変化しているとしている。

Seth氏は、模倣品以外にも、カシオ商品が正規の関税を払うことなくインド市場に潜んでいることを認めつつ、親会社が知的財産権問題を扱うために東京本社に特別の部署を開設したことを明かし、現地政府と協力し、模倣品押収のための摘発が行われているとSeth氏は述べた。

8. 知的財産保護法の熟知が必要

(ヒンズー、2006年12月19日付)

ガルナタカ高等裁判所のCyriac Joseph首席判事は、法務担当官は知的財産権に十分熟知する必要があると強調した。

Cyriac Joseph首席判事は、ニューデリーのEU-インド貿易投資開発計画(TIDP)とガルナタカ法務アカデミーが主催した、法務担当者のための「知的財産権」ワークショップでスピーチした。

高等裁判所判事でガルナタカ法務アカデミー学長のH.L. Dattu氏が、このプログラムの座長を務めた。

9. 米国 - インド知財協力協定に調印

(AFX アジア、2006年12月21日付)

米国とインド政府担当者は、20日、両国は知的財産の問題で協力するための初の合意に達したと発表した。この協定は、米国特許商標庁とインド商務省からの代表により調印された。

商務省知的財産担当次官Jon Dudas氏と、インド商務省事務次官のAjay Dua氏は、人材開発と知的財産の一般への周知のための覚書に署名した。

商務省の一部局である米国特許商標庁は、インドの特許・商標審査官の研修を助け、審査官のための教材を開発し、インドの審査官と一般公衆のための特許実践マニュアルを作成する。さらに計画では、特別な分野を設定して2年間の協力作業を行う。これは更新可能である。

ブッシュ政権は4月、知的財産の世界的問題を取上げた年次報告書で、インドを含む48カ国を著作権侵害の監視国リストに入れた。

監視国リストの指定は、ホワイトハウスがこれらの国々と特別な交渉を持ち、著作権エンフォースメントの欠陥を正そうとする狙いがあるものと思われる。インドとともに、他の12カ国が精密な調査のため抽出されたが、そこには最悪の侵害国である中国とロシアも含まれている。

10. 301条の監視国リスト順位で、パキスタンがインドに優勢 (*エコノミック・タイムス*、2006年12月22日付)

2006年12月末時点で、インド特許庁に出願された特許出願件数は3万件に達すると予想され、昨年度の23,000件から30%の大幅増となる。これによりインドは知的財産権分野では進歩を遂げたかもしれないが、同国が依然、301条の優先監視国リストに含まれていることが特許当局を当惑させている。

スペシャル301条の優先監視国リストは、著作権、特許、他のIPRに適切な保護を与えない国を特定し、それら諸国を米国当局のより厳格な監視下に置こうとするものだ。

「インドのIPR保護は、他の多くの発展途上国よりずっとよい。我々のIPエンフォースメントはすばらしい。インドが301条の優先監視国リストに置かれているのは残念だ。特許制度さえ整備されておらず、米国に監視されていない国もあるのに。パキスタンでは、特許取得に10年を要するが、監視国リストには含まれていない。」とモハン・アソシエイツ法律事務所のA A Mohan氏は述べた。

マイクロソフト社の海賊版ソフトを正規版に切り替えることにより、インドだけで2億5,000万USドルを生み出すと同氏は述べた。

多国籍企業(MNCs)の存在自体が、インドでの特許のシナリオを改善した。例えば、日本の巨大企業のホンダは、デリーに本拠を置く圧力鍋の製造業者がホンダの名称を使ったことに対し訴訟を起こした。「両社の業務内容は全く異なっていたが、ホンダの国際的知名度により、商標の法律論争に勝利した」と語る。

3年前まで、特許の状況は違っていた。訴訟10件のうち、9件までが商標であった。現在では、10件のうち、特許の事件が3件とすれば、4件が商標、残り3件が意匠と著作権だ。「これは特許への認識が強まっていることの現われだ」と同氏は付け加えている。

2001年には約6,000件だった特許出願が、2005年には23,000件に達した。2006年末までには30,000件に達すると予想される。そして、チェンナイが全出願の30%を占め、外国企業が全出願の約70%を構成している。また、おおよそ12,000件が医薬に関する出願で、製薬業界の好調さを反映している。「現実として、特許に対する異議申し立てが増加した。医薬分野のみで300件以上の事件が係争中であり、これが最近の傾向だ」とモハン氏は述べた。

メカニカル・エンジニアリング・サービス部門は、自動車、トラクター、部品を含め、全出願の15%を構成する。このバランスはエレクトロニクスと電子部門で占められる。特許の取得はインドの会社にとって重要な要件と見られているが、中小企業は依然として特許システムに組み込まれていないとモハン氏は説明した。

パキスタン

1. パキスタン、主要な製薬輸出業者となるべく準備を進める

(アジア・太平洋・ニュースエージェンシー機関、2006年12月7日付)

パキスタンは、主要な製薬業者としての地位を得るための準備を始め、知的財産法の執行、すべての利害関係人の権利を保護するための特許保護、投資保護をし、良質の医薬品を手の届く値段で提供することを確実にする、とショーカット・アジーズ首相は述べた。

米国拠点の法律事務所のシニア国際投資アドバイザーであり、元経済、ビジネス、農業担当の次官であったAlan P Larson 氏によると、政府は、独立運営、調整機能を有し、国際実務に沿った知的財産権の執行及び準備のためのみに機能する知的財産権機関(IPRO)を設置した。

ショーカット・アジーズ首相は、厳格な法制を導入することに加え、パキスタンはエンフォースメントの仕組みを強化することにより、知財法の執行に実質的な進歩を遂げたと述べた。同国は、徐々に知財法の完全な執行へと進んでいる。

首相は、パキスタンは製薬事業で巨大な可能性を秘めており、生命科学の様々な分野で革新的な方法を追及していると評価されていると語った。

2. 海賊版DVD・CD、破壊される

(ビジネス・レコーダー、2006年12月27日付)

情報査察(税関、連邦消費税)局は、87,960枚の海賊版CD/DVDとそれらのパッケージを含む様々な押収品を破壊した。

海賊版CD/DVDは、イスラマバードの同局の国営倉庫の近いタノールのFateh Jang通りの倉庫に並べられた。パキスタン知的財産機関(IPO)の長官が、この企画の主賓であった。中央歳入局(CBR)の高官、情報査察局及び国際レコード連盟(IFPI)の国内代表が、このイベントに出席した。

さらに、情報査察局の担当官、ラワルピンディ市の税関局職員、同市の消費税局、連邦薬剤査察官、保健麻薬撲滅省の代表者が焼却の現場に立ち会った。

オマーン

1. オマーン - 米国 FTA啓発会議

(ミスト・ニュース、2006年12月3日、7日付)

オマーン - 米国FTA啓発会議が、12月6日、オマーン商工会議所(OCCI)で開催される。この重要な会議には国内外から著名人など400人が参加し、サルタン国で様々な経済セクターが働く助けとなると期待されている。

参加者は、自由貿易がいかに経済成長を助け、雇用機会を創出し、消費者の利益となり、透明性を増し、相互関係を強化するかを話合う。民間セクターの代表者は、この討論によりFTAが如何に関税の引き下げによる販売と投資機会を拡大し、競争を促進し、知的財産の保護と貿易と投資のための確実な法的枠組みを作るか、域内の声を聞く。

会議は、自由貿易が世界経済に与える重要性、FTAを締結した他国での自由貿易の経験、自由貿易がオマーンへもたらす利益に焦点を当てて話合う。域内で、FTAが関税の引き下げにより販売と投資機会を拡大し、競争を促進し、知的財産の保護と貿易と投資のための確実な法的枠組みを作ったかの経験が披露される。

ヨルダン

1. BSA、ヨルダン国立図書館部長を表彰 (中東カンパニー・ニュース、2006年12月14日付)

安全で法的なデジタル世界実現のための先端機関である、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の中東アフリカ担当マイク・フォークス副会長は、最近ヨルダンを訪問し、国立図書館部長のMamoun Talhouni氏に対し、ハシェミット・ヨルダン王国での知的財産保護とソフトウェア海賊行為に対する努力を評価し、表彰した。

「国立図書館がTalhouni氏の指揮の下、海賊版比率を引き下げたことにより示された確固たる決意は、確実な結果をもたらした。ヨルダンのソフトウェア事業者とユーザーの間に正規版のみを使用しようとする意識が堅実な増加を見せ、それは国立図書館がヨルダン当局と協力し、知的財産保護のための努力を継続した結果である。我々はTalhouni氏の貢献を称え、同氏とそのチームがヨルダン王国の海賊版比率引き下げのため、これまでと同様の素晴らしい働きを継続することを確認している。」とマイク・フォークス副会長は述べた。

ヨルダン政府は、国内のITとコミュニケーションセクターの発展を目指し、知的財産権保護を確実にするための法を施行した。アブドゥラー・ビン・フセイン国王の直接的支援を受けたヨルダンのソフトウェア海賊版への取組みは、その効果と影響力で広く知られている。